

# 学校いじめ防止基本方針

二本松市立原瀬小学校

二本松市立原瀬小学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）、いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定、平成29年3月14日改定）、福島県いじめ防止基本方針（平成29年9月1日一部改正）、二本松子どものいじめ防止条例（令和3年9月30日公布）に則り、いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校児童の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

## 1 基本理念

- (1) 学校は、ひとつしかない命を大切にすることを、教育活動全体を通し、機会をとらえ、すべての子どもにしっかりと指導する。
- (2) いじめは、いつでも、どこからでも、どの児童にでも起こりうるものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るという危険性をふまえて、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめ見逃しの絶無」「いじめへの早急な対処措置」について共通理解を図り、組織的に取り組んで行く。
- (3) いじめは、児童の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、教育活動全体を通じて「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」ということをすべての児童に認識させ、いじめを行わず、および他の児童に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することがないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (4) 本校では、いじめの予防と早期発見、いじめ見逃しの絶無に重点的に取り組んで行くとともに、いじめに関する事案への対処においては、児童の尊厳を最大に重視し、教育委員会や地域、家庭、諸関係機関との連携のもと、いじめ根絶に向けて組織をあげて適切な対処に全力で取り組むようにする。

## 2 基本方針

### (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条では、「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という）を通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義さ

れている。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

#### <具体的ないじめの形態（例）>

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ わざとぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑥ SNSで、誹謗中傷や嫌なことをされる。

#### <教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識>

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っており、嫌がらせやいじめ等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- ③ 暴力を伴わなくとも、何度も繰り返されたり、多くの者に集中的に行われたりすることで、生命または身体に重大な危険を生じさせ得る。また、いじめの「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。
- ④ いじめは大人には直接「見えない」「見とれない」ことが多く発見しにくい。
- ⑤ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめはその行為の形態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題であり、教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得る。
- ⑦ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。少なくとも、
  - (ア) いじめに関する行為が止んでいること。
  - (イ) 被害者が心身の苦痛を感じていないこと。の2つの要件が満たされる必要がある。
- ⑧ 特に配慮が必要である児童として、以下のような例が考えられるため、適切な支援が必要であること。
  - (ア) 発達障害を含む障害のある児童
  - (イ) 転校してきた児童
  - (ウ) 海外から帰国した児童、外国人の児童、国際結婚の保護者をもつ児童
  - (エ) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
  - (オ) 東日本大震災により被災した児童、又は原子力発電所事故により避難している児童

## (2) いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止等対策委員会」を設ける。

### 【いじめ防止等対策委員会】

<構成員> (生徒指導委員会+いじめ根絶チーム)

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，養護教諭，特別支援教育コーディネーター，  
(PTA 会長，代表区長)

※協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定めることとする。

<活 動>

- ・ いじめに関する情報の収集および共有。
- ・ いじめ事実の確認，対策案の構築。
- ・ 該当児童への指導，該当保護者への対応。
- ・ 学級への指導体制の強化，支援。
- ・ 外部組織への協力要請，または警察への通報。
- ・ いじめ防止および早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析。

<開 催>

毎月全員参加の生徒指導協議会の時間に開催し，いじめ事案発生時は緊急に開催することとする。

## (3) いじめの未然防止のための取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等，未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは，どの学級にも学校にも起こり得る」「いじめは絶対に許されない行為である」という認識をすべての教職員が持ち，好ましい人間関係を築き，豊かな心を育てる，「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。子どもたち・保護者の意識や背景，地域・学校の特性等を把握したうえで，年間を見通した予防的な取り組みを計画し，共通理解のもと実践していく。

また，児童自らの働きかけにより全校児童一体となったいじめ防止の活動を行い，学校全体がいじめを許さない雰囲気醸成する。

① 全教育活動を通じた道徳教育および体験活動等の充実を図る。

- ・ 道徳科では，児童の実態に合わせて，題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うとともに，児童自らいじめ防止や解消について議論し行動できるよう働きかけていく。
- ・ 福祉体験やボランティア体験等の「生きた社会」との関わりを児童の発達段階に応じて意識的に教育活動に取り入れる。

② 児童一人一人が活躍できる集団づくりを進めるとともに，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら，集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。

- ・ 始業までに着席する習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底，話の聞き方や発表の仕方の徹底を図る。
- ③ 教職員に対し，いじめの防止等のための対策に関する研修の実施，資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
  - ・ わかる授業づくり，すべての児童が活躍できる授業づくりを進める。
  - ・ 授業を担当する教員全員が公開授業を行い，相互の授業や児童の様子を参観し合う機会を設ける。
- ④ 保護者および地域に対し，いじめ防止基本方針および取り組みについての理解を図る。
  - ・ PTA の各種会議等において，いじめの実態や指導方針等の情報を積極的に提供し，意見交換の場を設ける。
  - ・ 学校・学年だより，ホームページ等による広報活動を積極的に行う。
- ⑤ 児童自らの取組によるいじめ防止のための活動を行う。
  - ・ 児童会委員会において、「みんなでいじめをなくすために」をテーマに活動内容を話し合い、実行できるよう支援する。

#### (4) いじめの早期発見のための取組

いじめは，早期発見することが早期の解決につながる。早期発見のために日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは，教職員や大人が気づきにくいところで行われ，潜在化しやすいことを認識し，小さな変化を敏感に察知し，いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また，教職員が気になる子どもや気にならない子どもたちの掘り起こしに努め，毎月の全職員参加の生徒指導協議会などの場において全職員で情報を共有し，その対応について記録することとする。さらに，保護者や地域の方とも連携して対応することとする。

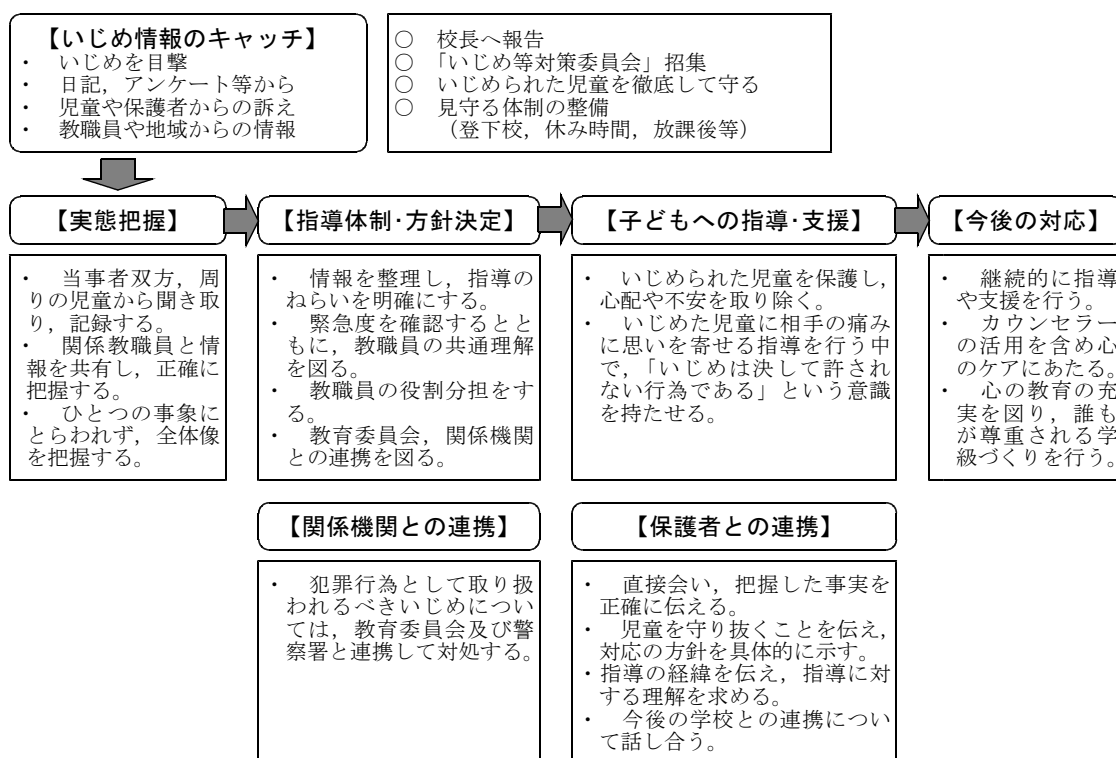
- ① いじめ相談体制の整備
  - ・ いじめ相談窓口の設置（教頭・教務主任・養護教諭）
  - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
  - ・ 日常的に相談（チャンス相談随時）できる雰囲気づくり
  - ・ 定期の教育相談（5月，11月）の実施
- ② いじめ調査等
  - ・ 交友関係調査（5月，11月）
  - ・ 心のアンケート<いじめ防止アンケート>（6月，8月，10月）
  - ・ 保護者へのいじめに関するアンケート調査（10月）
  - ・ hyper-QU の実施（5月）
- ③ 教職員の資質向上および情報の共有化と保護者との連携
  - ・ 定期的（月1回）なケース会議の開催
  - ・ いじめ防止に関する研修会の開催（生徒指導協議会）

- ・ 家庭訪問、学級懇談、個別懇談等を通して保護者との連携を図る。
- ・ P T A、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）等各種会議等において情報提供を依頼するとともに情報交換、協議できる場を設ける。
- ・ いじめ防止のため「家庭で子どもの小さな変化を見逃さないこと」、また「オンラインゲーム、SNS等の望ましい取り扱い」について、保護者への啓発に努める。

## （５）いじめに対する措置

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止等対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。なお、いじめが重大事態として取り扱われるべきものと認められる場合には、二本松市教育委員会と連携を図り、二本松警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

### <いじめ対応の基本的な流れ>



- ① いじめ情報をキャッチしたときは、速やかに事実確認をするとともに、その結果を校長に報告する。
- ② いじめが確認された場合には、いじめをやめさせるとともに再発を防止するためにいじめを受けた児童又はその保護者に対する支援およびいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

- ③ いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題としてとらえさせるとともにいじめを受けた者の立場になってそのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の痛みへの共感性を育てることを通して行動の変容につなげる。
- ④ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、警察署と連携して対処するものとし、いじめを受けた児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ等対策委員会において対応を協議し、聞き取り等の調査、被害に遭った児童のケア等必要な措置を講ずるとともに書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や警察署等の外部機関と連携して対応する。

## (6) 重大事態発生時の対応

重大事態とは、

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(自殺を企図した、身体に重大な障害を負った、金品等に重大な被害を被った、精神性の疾患を発症した場合等)

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日間を目安とするが、校長の判断のもと、迅速に調査に着手する。)

- ① 重大事態が発生した場合は、教育委員会に迅速に報告する。
- ② 弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者のほか、第三者からなる組織を設け調査する。
- ③ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童および保護者に対してアンケート等を行い、速やかに事実関係を把握する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する。
- ④ いじめを受けた児童および保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等をふまえることとする。



(7)年間計画

	会議等	調査・相談等	児童の活動(行事)等
4月	生徒指導協議会①		校外子ども会 1年生をむかえる会
5月	生徒指導協議会②	交友関係調査① Q-U実施	スポーツフェスティバル(運動会) 市小学生陸上交流大会
6月	生徒指導協議会③ コミュニティ・スクール①	心のアンケート① 教育相談①(定期相談)	見学学習
7月	生徒指導協議会④ 学校保健委員会①		七夕集会 水泳記録会 校外子ども会 クリーン活動
8月	生徒指導協議会⑤	心のアンケート②	
9月	生徒指導協議会⑥	オンラインゲームアンケート	
10月	生徒指導協議会⑦	心のアンケート③ いじめに関するアンケート (保護者)	郷土祭礼 学習発表会
11月	生徒指導協議会⑧	交友関係調査② 教育相談②(定期相談)	マラソン記録会
12月		個別懇談(保護者来校) 学校評価アンケート (教職員、児童、保護者)	クリーン活動
1月	生徒指導協議会⑨		スキー教室
2月	生徒指導協議会⑩ 学校保健委員会② コミュニティ・スクール②		スキー教室 節分集会 なわとび集会
3月	生徒指導協議会⑪		校外子ども会 6年生を送る会 卒業式

(8) 評価と改善

学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCA サイクルで見直し、実効性のある取り組みとなるよう努めるとともに、いじめに関する項目を盛り込んだ取り組み評価および学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取り組みの検証を行い改善を図る。

- ① 学校評価の時期に合わせて、いじめ防止の取り組みについての評価を行う。評価方法は、教職員、児童、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- ② 評価の結果をふまえ、学校いじめ防止基本方針を見直し、改善案を検討する。